

消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

平成 26 年 10 月 8 日

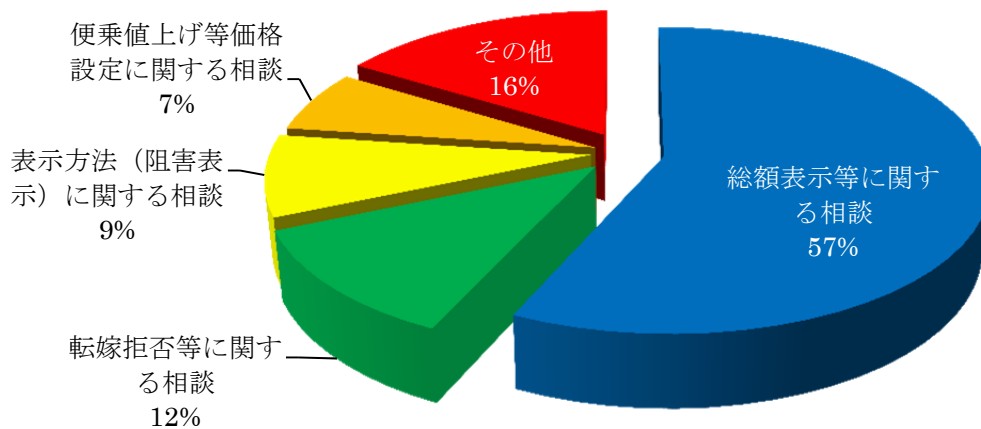
内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの 9 月（9/1～9/30）の相談対応状況は以下のとおり。

1 相談件数

9 月の相談件数：電話 165 件、メール 32 件

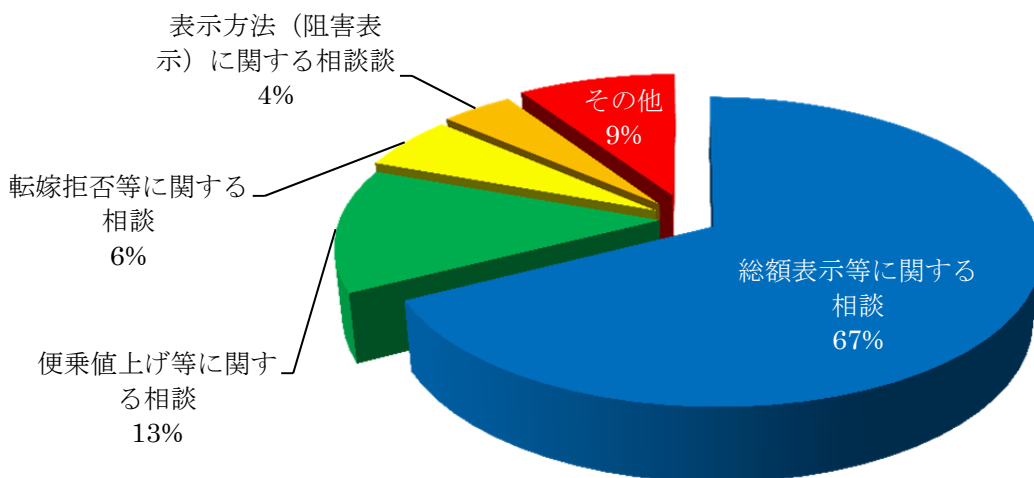
【相談内容（全 197 件）の内訳（※1）】



<参考> 平成 25 年 10 月から平成 26 年 9 月までのトータルの相談件数

電話 13,902 件、メール 1,276 件

【相談内容（全 15,178 件）の内訳（※2）】



注）構成比は小数点以下を四捨五入しているため、合計しても 100 とはならない。

※1 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 24 件

※2 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 134 件

○ 総額表示等に関する相談

Q. 事業者は税抜価格を基に支払総額を計算する際の1円未満の端数処理の方法について、「切上げ」、「四捨五入」又は「切捨て」など、どのような処理をしているか、消費者に対して明らかにしなくてよいのか。

A. 税抜価格を基に支払総額を計算する際の1円未満の端数について、どのように処理（切上げ、四捨五入又は切捨て）を行うかについては、それぞれの事業者の判断にゆだねられています。

なお、1円未満の端数処理の方法の違いによって支払額が異なることもありますので、各事業者は、採用している方法を明示するなどの対応を行っていただくことが消費者とのトラブル防止に資するものと考えます。

Q. 継続的役務提供を行っている事業者から同事業者が提供している役務提供の支払に使用できるプリペイドカードを購入した。プリペイドカード購入の際、消費税を取られることはあるのか。

A. 消費税法上、プリペイドカードの譲渡は、物品切手等の譲渡として非課税とされています。

なお、プリペイドカードなどを用いる取引では、後日、プリペイドカードなどを使って商品を購入した又はサービスの提供を受けたときに消費税が課されます。

Q. 近くの理容室では、店頭の看板に消費税率引上げ前と同じ税込金額が表示されている。看板近くの貼り紙には「看板に記載の金額は、旧税率に基づく税込価格であり、現在の価格表示でない」旨の表示がなされているが、看板の表示はそのままでも問題ないのか。

A. 新税率の適用後において一時的に旧税率に基づく税込価格の表示が残る場合であっても、総額表示義務の特例に基づき、消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭にその価格表示が現時点における税込価格ではない旨を表示する誤認防止措置を講じることで対応することが可能となっています。

なお、事業者が行っている価格表示に関する具体的な御相談については、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 当社は、元請事業者から建設工事を請け負っている下請事業者である。本年3月までに工事が完成し、引き渡す予定であったため、5%の消費税率が適用されるはずであったが、当社のミスにより引渡しは4月以降となり、結果として8%の消費税率が適用されることになった。元請事業者から引渡し遅れた責任は、当社にあるので消費税は5%分しか払わないと言われることを懸念している。

A. 8%の消費税率が適用される取引について、特定事業者である元請事業者が特定供給事業者である貴社に対して5%の消費税率を適用した金額しか支払わないことは、合理的な理由がない限り、「減額」又は「買ったとき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。特定供給事業者である貴社の責めに帰すべき理由により、元請事業者に引渡し遅れ、8%の消費税率を適用した金額から相当と認められる範囲内で対価の額を減じる場合には、合理的な理由があると判断されますが、当該合理的な理由は特定事業者の側で説明する必要があります。

○ 表示方法（阻害表示）に関する相談

Q. 当社(エステティックサロン事業者)は、顧客が複数で申し込んだらグループ割引として消費税分を割り引く企画をウェブサイトにおいて案内することを考えているが、消費税転嫁対策特別措置法上問題ないか。

A. 事業者が「消費税分割引」、「消費税分お得」等の取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示を行うことは、消費税転嫁対策特別措置法で禁止されています。

問合せ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話:03-3539-2610